

# 法華經に於ける提婆達多授記の一歴史觀

渡邊 棗 雄

一

羅什所譯妙法蓮華經第十二品提婆達多品といふものは、これを諸他の傳本に徴すると、漢譯の所謂添品法華、正法華、乃至現存の諸梵本、並に西藏本など、何れに於ても特別の一獨立品とは立せられておらず、すべてが見寶塔品（添品は以下概ね羅什譯と同じ。正法華は七寶塔品。梵stūpadarsanaparivāra）第十一の後分としてゐて、已にかういつた形式論上からも、法華研究上に於る一問題に價しようけれども、更に立入つてその思想内容關係の問題となれば、可成り注目させる意義が多く、これを論究して興味仲々に捨て難いもの、見受けられるが、今は中に於てその第一段中の話柄たる有名な提婆達多授記に關する一歴史觀を開陳し、幸に大方の御示教を待つ所ありたいと考へる。

二

順序として一度法華叙說の大要を瞥見しておくこと、しよう。

案ずれば、法華開卷の劈頭に於て、二乘方便、一乘眞實、そして三乘開會といふ根本大法幢を開顯せられたる佛陀は、その立前から、あの般若に於ける一切皆空、諸法實相の思想一般を、恐らくは法華經 *Saddharmapundarīka* 又は大乘（正法華は大典）などでいふ話をもつて兼ね表しつゝ、人々のその法華經又は大乘に因縁を結ぶことをもつて、いはゞかの一切衆生悉有佛性論に對しての暗々裡の楔とされるかの態度をとつて、從來の諸品中、隨處、諸の佛徒に對する授記 *vyākaraṇa* 即ち、誰れでも過去無數劫來、たゞの一度でも、よく法華妙經に因縁を結び得たものは、必ずや後來時を得て作佛を得るであらうとの豫言を説いてやられたが、今、こゝ提婆達多品の範圍に來られては、まづ、佛陀躬らのことに因める一本生話 *pariśeṣa* をとかれ、そして曰ふ、自分は過去無數劫中、懈怠なく法華經を求めて來たが、多劫中、曾つて國王と爲り、發願して無上菩提を懇求し、お終には政を太子に委ねて、専心、大乘（正法華は大典）を求めんとした結果、幸にして一仙人 *ṛṣi*（正法華は梵志）のよく法華を説くに遭ひ、我は親しく彼が爲めに所須を給して、果を集め、薪水を執り、かくて實に千歲に及んだ。が、時の仙人とは則ち今の提婆達多 *Devadatta*（正法華は調達）がそれであつて、從つて、かく考へ來れば、我が今日六波羅密 *Sadpāramitā*（正法華は六度無極）を具し、四無量（但し諸本何れも慈・悲・喜・捨と別示してゐる）を成就し、三十二相 *dvāvimsaśūkahāpurusalakṣaṇān* 八十種好 *Asiṣṭānūvyañjanām* 業磨金色身 *Suvarṇavarṇacchāriṣā* 十力 *daśabalaṇi*（正法華は十種力）四無所畏 *cattāri vaitāradyāni* 四攝法 *cattāri saṅgraha-vastūni*（但し正法華はこの代りに四事不護）十八不共法 *Asiṣṭaśāśvānikabuddhadharmāḥ* 乃至神通道力 *mahirddhībalatā*（正法華は威神尊重）等ある所以のものは識としてこれを提婆達多の善知識 *Kalyāṇamitra*（思德力）に負ふ所に外はない云々。

かくて本生をこゝに結ばれた佛陀は、再び例にならつて、そうした提婆達多の爲に所謂授記を説かれたが、つまりは、かゝる提婆達多であるから、後無量劫を過ぎるならば、彼れ提婆達多また決定して成佛を得る。そして時の名號は當に天王如來 Devāṅga Tathāgata (正法華も同)といふべく、その淨佛國土は天道 Devāsapāna (正法華は天衢)といふであらう。而もよく成佛し得た彼はまたその佛國土中に於いて、普く十方一切の衆生の爲めに妙法 Dharmam (正法華は經法)を説くべく、その般涅槃の後に及んでは、衆庶は實に彼が全身舍利に對して七寶の廣大な塔を建て、諸天人民悉く禮拜、供養するであらうといふのであつた——

要領を疾驅大觀して來ると、粗々以上の大局であるが、私かに察するらくは、このこと、までくるが爲めには、聊かの歴史的推移過程が伏在した。よつてそれを大略たどつて見たいといふのが、今の主意をなす所に外はないのである。

### 三

まづいふ所の提婆達多は大師佛陀の親しい従兄弟であつたと告げられ、またその先妃・耶(夜)輸陀羅 yasodharā (yasodharā) 及び愛弟阿難 Ananda の兄弟であつたとも告げられる(世起經一〇—大正 I.364; 起世本因經十一—大正 I.419b; 有部破僧事 II.1—大正 XXX.105; 五分律—大正 XXII.101b; Rockhill; Life of the Buddha P.134e.)所が、あの有名な諸犯罪のこともまた甚だ古い佛教聖典から早くこれを傳へられてゐる所であつて、便ち、それに従へば、佛教に於る最大の罪惡視せられたる所謂五無間業 Pañcānantarīyāni (pañcāvantariyāni) 或は五逆罪の即ち、(一)殺母 matrighāta (matrighāta)、(二)殺父 Pitrghāta (Pitrghāta)、(三)殺阿羅漢 Arhadavadha (Arabantaghata)

(四)破和合僧(Sanghabheda(同))、並びに(五)惡心出佛身血(Tathagatasyanikudustacitaruddhirotpadana (Ruhiruppada))の中、  
 (イ)阿闍世Ajatasatru(Ajatasattu)王をそのかして父王を弑せしめ、(ロ)薄命の佳人の真人たる蓮華色Upalavarna(uppala-  
 avanna)比丘尼(但し増一・四七—大正二・八〇三)には法施比丘尼(を)手もて打つて死に至らしめ、(ハ)無暗に徒黨を組ん  
 て破和合僧を企圖し、(ニ)最後に佛陀を弑してその後釜を脱はうとし、佛陀に石を投じて、破片もて佛足から血を流れし  
 め、かくして所詮(二)一(五)の四罪までも身をもつて敢犯して(Jataka.I.149;増一・四—大正II.802bff;cv. VII.3—4—II.  
 188ff; 有部破僧事十一大正XXIV.148b; c)爲に概して五逆罪すべて作したもとして作られる(増一・卷五、第十一品の  
 九—一〇、全第十二品の七事他)といふ譯で、一言もつて蔽へば、全佛教々團に於ける惡の立役者を一人て買つて出た  
 概あるものこそ提婆達多その人であつた。  
 であるから、諸佛教聖典に徵すると、全七古い時代の聖典から、彼れ提婆達多に對する隨分苛酷なる品隨は隨處佛陀  
 の金口に歸してのべられており、或は

我は今説く、提婆達兜は諸美の原首にして療治すべからず。猶ほ人有るが如し、而も深剛に墮し、形體没溺して一の  
 淨處有ること無し。人有り來りて其命を濟拔し、淨處に安道せんと欲して、遍く厠測及び彼が身に、頗し淨處有りや  
 を觀じ、此れ手もて捉拔して、之を濟出せんと欲すといふも、彼の人の熟視するに、一の淨處の而も捉ふ可き者無く、  
 便ち捨て、而も去る。その如く、諸の比丘よ、我れ、提婆達多の愚痴人を觀するに毫釐の法の而も記すべき者を見ず。  
 罪を受けて劫を經、療治すべからず(増一・卷五・不逮品第十一・九—大正二・五六七右)

等と曰ひ、また、或は

我は提婆達兜に毫釐の善法有るを見ず。是を以ての故に彼れ提婆達兜は罪を受ること一劫、療治すべからずと記す。然る所以の者は、提婆達兜は愚痴にして、利養に貪著し、染著心を起して五逆罪を作し、身壞命終して地獄中に入るべし(空前・一〇—大正二・五六七C。全上壹入道品十二・七一—大正二・五七〇B。但しその後者の方の末尾の方は「身壞命終して摩訶阿鼻mahā-a-vṛcī地獄中に生ず……」と作る)。

などともいつてゐる。

所が、累々、殆ど悉くがかうした大勢である間に於いて、全じく右全準の古い時代の諸佛教聖典中、著しく右等と對照をなす一文章のあることを我々は張目留意しなくてはならない。即ち、彼らはその主意とする所に言つてゐる。——

上のやうに、その半生にかさなる大逆罪を敢犯し、殆ど終始して佛陀に抗してきた彼提婆達兜ではあつたながら、流石に、その晩年になつて見ると、今更、自力の到抵、佛陀に及び難きを覺らないではゐられなかつた。而もそこに萌え出たものは、悔の心であつたが、これが爲めに彼は愁憂やらず、遂に重い病の床に臥した。よつて、輿して佛所に詣り、親しく懺悔すべしとなし、往いて床を下つて、足の將さに地を踏まんとした所が、忽ちにして、地中から大火風が巻き上つて、火焰は彼の身をつゝみ、全身を非道く焼いて終つた。こゝを以つてか、彼はいよ／＼悔心篤く、正さに如來の所に於いて南無佛と、いはゞ臨床稱名せんと欲したのに、未だ究意を得ずして、僅に南無と稱へただけで、大地割然とさけて彼れ提婆達兜は地中に、そして阿鼻大地獄中に噉没させられて終つた。然るに、終始を側て見てゐた常侍の

比丘・阿難は、流石に兄弟の身の悲しみに得耐え難く、彼れ提婆達兜の成り行きに關し、恭しく佛陀の教示を願ふた所が、佛陀は彼に説いていはれた。彼れ提婆達兜は犯せる罪は致方もない。一大却中、地獄に墮して重苦を受ける。さりながら、その一大劫の軀が終れば、彼は再び人身を復して、のみか、更に諸の善趣・天上に生を受け、六十却中は斷じて三惡趣に墮することはなく、そして最後身に至つて、堅固の信をもつて出家して、學道、遂に辟支佛 Paccēkabuddha を得べく時の名を南無（増一。巴利本生は *Atthisara*）といふべし。而してその所由とする所は、

彈指の頃の善意も、其福は喩え難し。何に況や、提婆達兜は博古明今、誦習する所多く、諸法を總持して所聞を忘計せざるなり、

と（以上、増一・四七・夜午品四十七・九—大正二・八〇二b以下。巴利本生經一・一四〇以下その他）。

知るべし、何たる彼此の相違であらう。彼の失望はこれの希望、彼の全暗黒はこれの曙明、相ひ對照して、その顯著なの間隔に心目共に見開かされないではおかないであらうが、思へば、その由つて來る所は、自ら判明なるべき所以が無からうか。

何となれば、右諸關係の上代佛典は、例による業因業果の取り分けても正統派的聖典である。然ればその一面の正統派的立場よりする限り、あの重犯人としてこの提婆達多がその前なる方の諸文章の品隋裁判を蒙るべきは餘りにも當然過ぐべき當然であらう。であるけれども、その同じ諸上代佛典は、それと相ひ對するもう一面の正統派的立場を有つてゐた。何ぞや。曰く、あの佛陀自らの姨母大生主 *Mahaprajapati* (*Mahapajapati*) を首め、全女人の僧伽に入ることゝ初め

て聽される時、最初のほどは、佛陀がどうしてもこれを肯ぜられなかつたので、仲介者の立場に立つた阿難は、では、女人は一切、佛教理想、即ち、かの預流・一來・不還・阿羅漢等の四沙門果を實證する資を缺くやと敢へて佛陀に反問し、そこに始めて女人入團の實を認められたといふこと（cf. cv. x. 1. 3. A. viii. 51. W. P. 276; 卅. 116 瞿曇彌經—大正 I. 655a; 四分律四八一—大正 XXII. 922b; 五分律二九—大正 XXII. 185b; 僧祇律三〇—大正 XXII. 471a; 十誦律四〇—大正 XXIII. 290c）を  
れから、その上にあつては、誰れでも、來つて佛陀の正法下に出家・學道を希ふときは、殆んど一もこれを拒むことな  
く、所謂善來比丘 *śubhikkhū* といふものから、悉く攝取せらるゝの常規であつたこと、これらを視點としてのそれら諸  
佛教聖典は、正しく、誰でも衆生なる限り、すべてが佛教の理想を等しく體達し得る可能性を具有することを暗々裡に  
豫定してゐたとなさなければならぬのである。つまり、後代佛教史上の語をかりていへば、衆生悉有佛性説を暗に豫想  
したものをこそ、かゝる上代諸佛教聖典に外ならなかつたものである。而も、已に然らんか、かうした一面の正統派的立  
場よりする同上代諸の佛典が、右と同じ提婆達多であるけれども、これに南無の稱言を歸し、のみか、當成獨覺の授記  
を蒙らせるあの後なる文章をのすることも、完く、前と同じ度合に於いて、餘りにも當然過ぐべき當然なるのみとすべき  
ではないか。畢竟、考へ來れば、その表の差、實に千里なるものにして、その内なる差、僅かに一步ならん耳だらう。  
所が、かゝる間に今餘り多くこだはる理由も必要も無い。とにかくに見來るこそ、以上のやうな次第で、所謂上代佛  
典の埒内に於き、已に衆生悉有佛性の暗々裡の豫想があつたとするなら、實は當時早くも今の法華經同様の提婆達多が  
成佛に關する授記のあつたからとて、必ずしも敢へて異とする理もないであらうけれども、何れにもせよ、これが今や

あの般若一般に於ける諸法實相・一切皆空の思想の網の目をくゞつてき、かくして、右衆生悉有佛性論の、少くも陰密の理論的根據は全く確實にせられた當面の法華經中に至つてのこととして見ると、かの上代佛教諸典中のものをこの般若實相の洗禮によつて粘撰し、かくして、この法華所説の右掲提婆達多が成佛授記の如きを結成するや、誠に自然の移り行きだらうと敢へて考へたい所だが、然しそうした末端に於いて、今一つの歴史的鍵鑰について聊か考へる所あつて見たい。

蓋し、あの小本ながらに、古來の學匠の著眼を割合蒙つた首楞嚴三昧經 *śūraṅgamaśamadhī sūtra* といふものと當法華經一般との間に於ける盛にも著目すべき關係に關しては、論者また曾て餘の論文に（宗教研究昭和六年十一月特輯號「現代」佛教の研究所載・法華經に於ける常不輕・藥王・妙音・觀世音等の諸菩薩の或る歴史的考察」といふ拙文中参照）於て聊か言を觸れて來た所だが、要する所は、——今幸にその結論の一端だけをこゝに摘記するにとゞめるを許るされるならば——同首楞嚴三昧經こそ、法華經に對する先行佛典として、恐らくは最も親しかつたであらう佛典であつて、やゝ、これを誇張的にいふときは、その首楞嚴三昧經を擴大・加工した一の賜こそ、正しく法華一經に外ならなかつたと敢へていひたいほどである。然るに餘事はとに於き、果してさうとすると、かの提婆達多成佛の授記のことに自ら關連し、大いに注意を必要とする記述のその首楞嚴三昧經中に見出せれるものがあるといふ譯は、斯經にはいふ、六十二見の魔傳に捕はれた諸の魔の境界でも、諸法の實相は決して離れた所でない。されば、魔界の如は宛らに佛界の如たるべく、魔界の相はそのまゝに佛界の相たるべく、魔界の法は宛らに佛界の法たるべし、畢竟する所、諸法は決定有ることなき



ものであるから、魔界に定法の未だ示すべきの有ることなきが如く、佛界にもまだ定法のもつて示すべきはなくて佛魔は所詮一如不別であると(大正XV.6394)。素よりかうした道理自體については、右文中にいふ所の諸法の實相の見地からすれば、誠に尋常の茶飯事なるのみで、何ら、特別に抜んで云爲すべき所以のものもないけれども、ともあれ、已にかうして佛魔即ち一如同視すべきものならば、こゝに、かの五逆罪犯行の提婆達多の如きが、臆がて成佛の授記を蒙るべき自らの楔機を透見せられるだらうことは、殆ど自明の道理といふを價しようが故で、約説すると、當首楞教三昧經の法華一般に對する關係上、右の上代諸の佛典より法華經中に於ける提婆達多が成佛の授記に至つた史的推移過程に對し、かくて、そうした首楞嚴三昧經の、また正にその分擔すべき限りの寄與を捧げたであらうことは、誠に推定さるべき限りのことであらねばなるまい。

#### 四

て、以上を要約するに、右義もこの曲節を綜合する所、畢竟、法華に喧しい提婆達多が成佛の授記のこともまたこれを歴史的に辿つて行けば、同法華經に於いての諸般のことくの如く、そしてまた汎佛敎的の諸事實に於ける如く、自ら多大の歴史的過程を有し、所要は小乘をまた始習としての推移の歸結といふに他ならざるものであるけれども、前後幸に別扶を得、事理よくこれを分析して、加ふるに廣く佛典上に配眼し、もつて、高敎を垂れらるゝを得ば、論者の冥福轉これにすぎぬ所で、敢へて再び冀ふあつてこの一文を結ぶ(七・二・一五朝四時呵筆)